

卷頭言

放課後等デイサービス・障がい児の時間・空間の結節点にあるもの



協同総合研究所 常任理事 橋本 吉広

はじめに

大学の授業の際、ふとつぶやいた教師(私)のひと言に、一人の社会人学生(主婦)が異論を投げ返した。教師のつぶやきとは、“障がいも、個性”と主張される方があり、それなりの思いが込められており一概に否定しないが、「障害」は無いに越したことではない。だから、それを「個性」として受容するという話は、当事者の親(私の娘は「知的障がい者」)として違和感がある、というものだった。これに対し、彼女(学生)は、障害を負ったことが、即、その人の人生が不幸になることを意味する訳ではない。仮にその人が障害を持たなかったとしても、それが幸福な人生を保障するのでもないのだから、障害を否定的に考える必要はないのですか? というものだった。母親としての子育て体験もあるという彼女の言葉に、なるほど、そういう考え方もあるのかと思った。しかし、人生において自由に道を選択し拓いていく可能性(ケイパビリティ)^{(*)1}において「障害」は制約であり、もし言うとするなら、“障害を

個性として生かす”ことができて、はじめて“障がいも、個性”と言い得るのではないいか、これが私からの返答であった。障がい者観や障害観に関わる話であるが、放課後等デイサービスの現場で働くみなさんは、この問答のどちらに軍配を上げるだろう?

障がい者といつても、そもそも障害の種別、程度、年齢、性別、兄弟姉妹を含む家族状況による違いなど、その実態は個別的で、多様である。加えて、負っている「障害」により覆い隠され見通し難い(こともある)本人自身の個性は、健常者と同様に多様である。こうした多様さのなか、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」(児童福祉法第1条)という理念を、私たちの放課後等デイサービスはどう体現できているのか。障がい児の可能性を拓き、「障害」がもたらす不自由さからの解放にどう取り組めているのだろう。

(*)1) : アマルティア・セン著『不平等の再検討－潜在能力と自由』(岩波書店、1999年)ほか

次々と解決を求める “またた”を許さない課題の連続

障がい児の成長過程は、実に多くの手間ひまを要する。障害福祉の専門家ではない私には、体験的にしか言えないのだが、障がい児自身の成長の緩慢さや逆戻りに加え、障がい児保育第一期生であったこと也有っての園での障がい児保育の模索、指定学区外の小学校特殊学級（当時）の選択（通学条件を考慮）、若くて経験も浅い養護教諭との教育実践をめぐる緊張、それらの壁を一つ一つ関係者の理解と協力で乗り越えながらでしか進まない。にもかかわらず、各行程はあつという間に過ぎ行き、いつも、その先へ先へと進む道を拓くための課題が続く。そして養護学校（当時）高等部卒業後の日常生活（働くことを含め）の場づくり、親元からの自立生活の場づくり等々のなか（その多くは母親たちに負っていることを正直に申し上げておくが）、障がい児者は、連續した人生を生きていく。放課後等デイサービスは、「授業の終了後又は休業日」という限られた時間に足場を置きながらも、これら障がい児たちの手間も、ひまもかかる育ちを時間軸のなかで保障し、その保護者たちの育ちの機会をも支援することが期待されている。

地域という中間領域を生かした 放課後等デイサービスづくり

時間軸で見たこれら課題に留まらず、放課後等デイサービスは、パブリックな学校とプライベートな家庭の中間にあって、地域をセミパブリックな空間^(*)2)として、障がい児たちの育ちの場にしていくことも期待される。大阪の大空小学校の記録「みんなの学校」をご覧になった方も多いと思うが、校長を中心とした教師集団と学区の住民、そして何より教室の子どもたち同士が、向き合い格闘しあいながら、特別支援教育の対象ともなる子どもを落ちこぼさない日常の営みが、学校を、そして地域を成長させていく実践には目を見張るものがある。本稿執筆にあたり参照させていただいた労協センター事業団「みんなの家」の実践もまた、そうした中味に深化していることが推察される。

「児童が心身ともに健やかに 育成される」ための協同

放課後等デイサービスに限らず、2000年の社会福祉法（社会福祉事業法改正）に集約される社会福祉基礎構造改革は、福祉サービスの商品化・市場化をすすめた。放課後等デイサービスも、一時は、制度はあっても、利用できる事業所がなかった時期から、今や過当競争の時代を迎えている。そこに生まれているサービスの劣化に、厚労省も

(*)2)：外山義著『自宅でない在宅～高齢者の生活空間論』（医学書院、2003年）

「放課後等デイサービスガイドライン」を発表せざるを得なかった(2015年4月)。しかし、私には、放課後等デイサービスが保護者と事業者間の福祉サービスの売り買いの対象である限り、このガイドラインは、いくら網羅的ではあっても魂を欠いたものにしか思えない。デイサービスのスタッフ間の協同、保護者とスタッフ、住民の協同、そして、ここでも何よりも障がいをかかえる子どもたち自身の互いの気づき、思いやり、支え合いなどの協同とスタッフとの協同が生きる時空とならなければ、「児童が心身ともに健やかに育成される」結節点にはならない。今日、社会保障と税の一体改革による福祉の切り下げのもと、保護者をも巻き込んでいく福祉サービスの商品化・市場化の風潮があり、それとの“福祉思想”としての闘いは、一層、重く重要である。

そして、もう一つ付け加えるならば、欧洲の学校協同組合では「働くこと」が大切にされ、農作業やパンづくりなど実際の労働を通して自然や社会と関わって、そこから得られる収益を学校運営に生かす実践にも学び^(*3)、労働市場で雇われて働くための職業訓練ではなく、人間が、障がいをもっていても「協同して働くこと」の楽しさと大切さ、その文化を学び、身に付けるとい

う、協同労働に基づいた放課後等デイサービスでなければ出来ない、そんな実践に向かうことを期待し、稿を閉じたい。

.....
＜プロフィール＞

橋本吉広(はしもと よしひろ)

一般社団法人協同総合研究所常任理事

1950年に岐阜県に生まれ、1975年名古屋大学法学部卒業後、名古屋大学生協に入協。1983年めいきん生協(現コープあいち)に移籍し、1995年地域と協同の研究センター設立に参加(事務局長～2007年)。この間、愛知県でのまちづくりと協同組合運動シンポジウム、全国3箇所での協同組合福祉フォーラムの開催などに参画。1999年に協同総研理事、2011年から同常任理事、日本労協連顧問。現在、大学非常勤講師として老人福祉論、地域福祉論、福祉経営論、NPO・NGO論、ボランティア論などを担当。経営開発博士(日本福祉大学)。

【連絡先】

〒468-0015

名古屋市天白区原二丁目1716番地

TEL/FAX : 052-802-5827

E-mail : tj6y-hsmt@asahi-net.or.jp

.....

(*3) : 木下かよ子・子どもたちの生協運動研究会編著『飛び出せ！！子どもコープから生協運動の未来を拓く』(コープ出版、1995年)、第Ⅱ部第5章 近藤正春「子ども・教育協同組合の展望」欧洲協同組合レターNo4「学校協同組合」(JA総研・CRI共同、2010年) <http://www.jc-so-ken> 橋本注：日本での学校の教職員を組合員とする学校協同組合ではなく、協同組合教育の場だけでもない協同組合立学校